平成２６年（フ）第３２７９号
神奈川県川崎市高津区新作４丁目12―８
ウェルネスＫ―302
債務者　作田　智美
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２８０号
神奈川県横浜市西区戸部町７丁目221―２―901
債務者　井上　敏久
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２８５号
埼玉県蕨市中央３丁目22―13―608
債務者　石井　宏昌
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２９２号
東京都世田谷区代田５丁目18―４　トップヒル下北沢
債務者　柴田衣津子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２９６号
千葉県流山市西初石３丁目1460―６―102
債務者　栃木　　覚
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２９７号
東京都練馬区錦２丁目11―８―601
債務者　田中　　覚
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２９８号
東京都練馬区谷原６丁目21―19―205
債務者　春日　晃子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３０２号
埼玉県さいたま市北区東大成町１丁目627―２―303
債務者　神部　大嗣
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３０４号
東京都昭島市大神町４丁目３―４―101
債務者　近藤　尊則
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３１２号
東京都江戸川区臨海町５丁目１―３―304
債務者　岩楯　妙子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３１３号
東京都江戸川区江戸川２丁目１―17　アーバンライフ８―101
債務者　大東　公則
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３１４号
東京都江戸川区平井１丁目10―15―101
債務者　小笠原政文
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４１号
静岡県焼津市一色786番地の１
債務者　尾関　友昭
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２１７号
東京都台東区東浅草２丁目26―13―202
債務者　相馬　咲子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３０３号
東京都板橋区徳丸６丁目５―３―101
債務者　北田　達也
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６号
沖縄県中頭郡北谷町字桃原13番地３　コンフォース目取眞103
債務者　バーカー文乃（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部